

奈良市公報

第 3 6 3 号

(平成30年9月前半分)

平成30年10月1日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長
製作 株式会社 春日

目次

告 示

- 放置自転車等の保管…………… 1
- 開発行為に関する工事の完了…………… 1
- 放置自転車等の処分…………… 2
- 介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者等の指定…………… 2
- 住居番号の設定…………… 2
- 大和都市計画生産緑地地区の変更案の公衆縦覧…………… 2
- 放置自転車等の保管…………… 2
- 差押調書の公示送達…………… 3
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 3
- 放置自転車等の保管…………… 3

監 査

- 住民監査請求の監査結果…………… 4

公 営 企 業

- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 9
- 奈良市特定環境保全公共下水道（月ヶ瀬地区）の事業計画の変更案の公衆縦覧……………10
- 奈良市企業局指定給水装置工事事業者の指定（2件）……………10

教 育 委 員 会

- 奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則……………10

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等……………11

農 業 委 員 会

- 農業委員会総会の招集……………11

告 示

奈良市告示第509号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年9月3日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成30年9月2日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設

5 引取期間

告示日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先 奈良市市民生活部 交通政策課

電話0742-34-1111代表

（平成30年9月3日揭示済）

奈良市告示第510号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成30年9月3日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号

平成30年5月31日 奈良市指令整開 第18A-3号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 平成30年9月3日 第1652号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市雑司町376番5、376番6及び376番10

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

奈良市雑司町376番地の5

北川 隆

(平成30年9月3日揭示済)

奈良市告示第511号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成30年9月3日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 処分の根拠
告示日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288番地の1
奈良市自転車等保管施設

- 3 処分年月日
平成30年9月3日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成30年2月2日、同月4日、同月6日、同月9日、同月15日、同月16日、同月20日及び同月22日
(平成30年9月3日揭示済)

奈良市告示第512号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項、第53条第1項及び第42条の2第1項の規定により、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者及び指定地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条第1号、第115条の10第1号及び第78条の11第1号の規定により公示します。

平成30年9月5日

奈良市長 仲川 元庸

| 事業所番号 | 事業所 | | 事業者 | | 指 定 年月日 |
|------------|------------------|---------------------|---------------------|--------------|------------|
| | 所在地 | 名称 | 法人所在地 | 法人名 | |
| 2970107989 | 奈良市高畑町469番地の1 | あすならホーム高畑訪問看護ステーション | 奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7 | 社会福祉法人 協同福祉会 | 平成30年9月1日 |
| 2990100592 | 奈良市あやめ池南二丁目2番16号 | あすならハイツあやめ池デイサービス | 奈良県大和郡山市宮堂町字青木160番7 | 社会福祉法人 協同福祉会 | 平成30年9月1日 |
| 2990100600 | 奈良市富雄川西一丁目18番31号 | 樹楽 富雄 | 大阪府池田市建石町9番11号 | 株式会社モロアス | 平成30年9月1日 |

(平成30年9月5日揭示済)

奈良市告示第513号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条第4項の規定により告示します。

平成30年9月5日

奈良市長 仲川 元庸

以下省略

(平成30年9月5日揭示済)

奈良市告示第514号

大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区を変更するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

平成30年9月7日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 変更に係る都市計画の種類
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市大森西町、五条畑一丁目、四条大路一丁目、四

条大路三丁目、四条大路四丁目、菅原町、大安寺二丁目、中山町、中山町西四丁目、平松一丁目、平松三丁目、平松四丁目、法華寺町、法蓮町及び六条西一丁目の各一部

- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市都市整備部都市計画課
- 4 縦覧期間
平成30年9月7日から平成30年9月21日まで
- 5 意見書の提出要領
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び連絡先を併記した文書1通を市長宛とし、奈良市都市整備部都市計画課に平成30年9月21日までに必着するように提出してください。
(平成30年9月7日揭示済)

奈良市告示第515号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年9月7日

奈良市長 仲川 元庸

- 1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日
平成30年9月6日

3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺、近鉄西ノ京駅周辺、近鉄平城
駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成30年9月7日揭示済)

奈良市告示第516号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づき差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、財務部滞納整理

課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年9月7日

奈良市長 仲川元庸

- 1 送達をすべき文書
差押調書（謄本）
- 2 送達を受けるべき者
省略

(平成30年9月7日揭示済)

奈良市告示第517号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月7日

奈良市長 仲川元庸

| 指定施術者の氏名 | | 施術の種類 | 指定年月日 |
|----------|-------------------|--------|-----------|
| 施術所の名称 | 施術所の所在地 | | |
| 小田 智佳 | | あんま | 平成30年6月1日 |
| かどわき接骨院 | 奈良県奈良市京終地方東側町18番地 | | |
| 小田 智佳 | | はり・きゅう | 平成30年6月1日 |
| かどわき接骨院 | 奈良県奈良市京終地方東側町18番地 | | |

(平成30年9月7日揭示済)

奈良市長 仲川元庸

奈良市告示第518号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年9月11日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年9月11日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺、近鉄高の原駅周辺及びJR奈良駅
周辺自転車等放置禁止区域
以下省略
(平成30年9月11日揭示済)

奈良市告示第519号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により柚ノ川町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成30年9月12日

1 変更があった事項及びその内容

| 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|----------------|--------------------------|--------------------------|
| 事務所の所在地 | 奈良市柚ノ川町 611番地 | 奈良市柚ノ川町 278番地 |
| 代表者の氏名 及び住所 | 大東 彰 奈良市柚ノ川町 611番地 | 今入 保 奈良市柚ノ川町 278番地 |

2 変更の年月日

平成30年4月1日

(平成30年9月12日揭示済)

奈良市告示第520号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年9月13日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成30年9月13日
- 3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺、近鉄菖蒲池駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略

(平成30年9月13日揭示済)

監 査

奈良市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査結果を、同条第4項の規定により通知したので、次のとおり公表します。

平成30年9月14日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史
奈 監 第 45 号
平成30年9月13日

請求人 A 外 189名

代理人

奈良県奈良市登大路町5番地
修徳ビル2階
奈良合同法律事務所
弁護士 佐藤 真理 様
大阪府堺市堺区一条通20番5号
銀泉堺東ビル6階
堺総合法律事務所
弁護士 辰巳 創史 様

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 道 端 孝 治
同 三 橋 和 史

住民監査請求の結果について（通知）

平成30年7月5日付けで提出のあった住民監査請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査した結果、その内容を次のとおり通知します。

1 監査対象部局

奈良市建設部土木管理課

2 請求人及び代理人による証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成30年8月28日に新たな証拠の提出を受け、陳述の聴取を行った。

3 関係職員の陳述

平成30年8月28日に建設部長、土木管理課長、同課長補佐、同課明示係長に対し、陳述の聴取を行った。

4 請求の要旨

請求人が請求している要旨は、次のとおりである。なお、原文のまま記載しているが、一部個人情報については、小文字アルファベットに置き換えている。

請求の趣旨

奈良市監査委員は、奈良市長及び奈良市建設部土木管理課職員らが、奈良市が所有管理する別紙図面1のC2、F5、F2、F3、F4、SK8、L、K7、K8、K6、C2の各点を順次直線で結んだ範囲内の土地（7・23平方メートル）の財産管理を怠った事実を監査し、境界確定のやり直し等必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

請求の理由

1 奈良市が管理すべき財産について

(1) 本件土地

別紙図面2のA、B、C、D、E、F、G、H、Aの各点を順次直線で結んだ範囲内の土地（赤色表示の30.76平方メートル）（以下「本件土地」という）は、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）、地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）第113条及び国有財産特別措置法第5条1項に基づき、平成16年9月30日、奈良市が国からの譲与により取得した土地である。

(2) 本件不法取り込み地

しかるに、本件土地の内のE～F～G～H沿いの幅員30センチ分の土地及びその南東部に接続する土地、即ち別紙図面1のC2、F5、F2、F3、F4、SK8、L、K7、K8、K6、C2の各点を直線で結ぶ範囲内の土地（黄色表示の7・23平方メートル）（以下「本件不法取り込み地」という）が、以下に述べる通り、本来は本件土地及び同土地に隣接する奈良市道敷（以下「本件市道敷」という）の一部であるにもかかわらず、奈良市が財産管理を怠った結果、奈良市a土地（以下「a土地」という）の一部として不法に取り込まれた。

土地の不法取り込みであることは、以下の事実から明らかである。

ア 奈良市b土地（以下「b土地」という）とa土地は、昭和36年11月8日に分筆されるまでは、元々一筆の土地（以下「旧b土地」という）であった（甲14、甲1の1、甲3の1）。

旧b土地の北側にあった幅員1.82メートルの里道が、図面2のH地点（図面1のC2地点）を境にして東側が西側より30センチも狭い幅員1.5メートルになるというのは、極めて不自然である。

イ 本件土地の東端付近には、奈良市が管理する側溝が存在する（別紙図面2及び甲15参照）。本件不法取り込み地がa土地の一部であるとすれば、私有地内に奈良市管理の側溝が含まれることとなるが、そのようなことは通常あり得ない。

2 関係者

(1) cは、昭和33年8月19日、b土地をdより売買により購入した（甲1の1）。

cは、b土地上に、昭和36年10月20日、4軒長屋

の共同住宅（以下「長屋」という）を建築した。
(甲2の1、2)。

cは、平成30年1月1日死亡した。

- (2) eはcの長男であり、cの次女であるfと共に、
b土地及び長屋を相続した(甲16の1、2)。eは
現在は長屋の西側2軒に長男とともに居住している。

なお、eは、9才の時に失明し、全盲である。

- (3) fはcの次女であり、eの姉である。fは7才の
時に失明し全盲となった。昭和56年から14年間、家
族と共に長屋で居住し、現在は長屋のすぐ近所に居
住している。

長屋の東側から2軒目は、fが会長を務めている
「g会」(以下「g」という)の事務所として賃貸
しており、同会の会員である視覚障害者らが、盲導
犬やガイドヘルパーとともに、絶えず出入りしてい
る(甲17～19、甲27の写真⑥)。

- (4) hはfの夫であり、弱視である。

- (5) iとその母親のjは、平成20年3月19日、a土地
とa土地上の2階建建物(以下「i、j旧建物」と
いう)をkの相続人1人から売買により購入した(甲
3の1、2、甲4の1、2)。

- (6) mは、数年前からi、j旧建物に居住していた。
mは、i、jからa土地を賃借している。mは、平
成29年9月8日に建築確認を受けてi、j旧建物を
解体し(甲20の1)、新築工事を急ピッチで進め、
平成30年1月中旬頃に完成させた。(甲20の2)。

現在は本件不法取り込み地に人工芝が敷かれてい
る(甲12)。

- (7) 北澤土地家屋調査士(以下「北澤調査士」とい
う)は、平成29年8月9日に本件土地の現場測量に
立会い、同年9月15日付奈指建土管第17-141号の
境界確定(以下「本件境界確定」という)申請(甲
12)及び同月19日付地積更正登記申請(甲13)を
行った。

- (8) 奈良市建設部土木管理課の山口隆係長(以下「山
口係長」という)は、上記現場測量に立ち会った。

- (9) 奈良市建設部土木管理課の土井八太郎も、上記現
場測量に立ち会った。

- (10) 請求人らは奈良市民であり、gの会員として、本
件土地を長年通行してきた者も少なくない。

3 土地の不法取り込みを容認したこと

- (1) 2017年7月20日過ぎ頃、jからeに対し、「mさ
んが家を建替えるので、今後めめないように境界の
確認に立ち会って欲しい」と連絡があり、eは北澤
調査士作成の「境界明示確定・筆界確認の際のご協
力をお願いについて」との書面(甲9の1)及び
「境界立会の日時のご通知」との書面(甲9の2)
を受け取った。

- (2) 8月9日午後2時、eはhとともに現場に出向い
て立ち会った。この際、北澤調査士から「a土地は
実測すると公簿面積より3坪少ない」との話があり、

さらに北澤調査士が奈良市職員に対し、「里道の幅
を150センチにする」と話したのを耳にして、eは
「通路がこれ以上狭くなると困る」と何度も抗議し
た。

しかし北澤調査士は、「eさんは関係ない、これ
は奈良市との問題で口出しできない」と発言して聞
き入れなかった。

奈良市土木管理課の山口係長・土井八太郎二人
の職員は、現場にいたが、何ら発言せず、北澤調
査士の発言を制止しなかった(甲10、甲11)。

- (3) このように、山口係長らはeら「隣接土地所有者
等に十分意見を述べさせ」「公正妥当な境界を見い
だすよう努め」ておらず、これらの行為は奈良市の
「公共財産敷地境界確定要領」の第9条3項に違反
するものである(甲22)。

また、視覚障害者に対するなんらの合理的配慮も
とられておらず、「障害を理由とする差別の解消の
推進に関する法律」の第7条2項にも違反するもの
である。

- (4) その後、北澤調査士は、「今日は暑いのでこれで
終わっておきます。後日書類ができたなら持っていく
ので、印鑑をもらいたい」と発言したが、北澤調
査士らから測量図面や境界確定のための書類が持参さ
れることはなかった。

北澤調査士らは、cやその代理人であるeやfの
同意判抜きで境界確定書を作成し、地積更正登記手
続きを強行した(甲12、甲13)。

これにより、奈良市が管理すべき財産である本件
土地及び本件市道敷の一部が、不法にa土地に取り
込まれた。

4 境界確定書の瑕疵を見逃したこと

甲12の2枚目「境界確定図」によると、北澤調査士
による測量日は8月9日の立会から20日後の8月29日
であり、9月10日に「境界確定図」を作成したと記載
されている。9月15日に奈良市長が境界確定書をi及
びj宛に交付している(甲12の1枚目)が、境界確定
書には、「立会日 平成29年8月9日」として「現地
並びに図面に表示されたとおりで異議がありません。」
として、5人の記名押印がなされている。

しかし実際には、n自治会長は8月9日当日、現地
に立ち会っていない。oは現地に立ち会ったが、自己
所有地との境界確定の際は現場にいたものの、a土地
の北側里道の確定作業には立ち会っていなかったの
である。

このようにcや同人から財産管理をまかされている
e及びfの同意判抜きで作成された境界確定書には重
大な瑕疵があるにもかかわらず、奈良市は境界確定申
請を却下しなかった。

5 境界確定作業のやり直し等を行わなかったこと

そこでfらは、平成29年10月26日、奈良市建設部土
木管理課を訪問し、境界確定作業のやり直し等を求め

た(甲24)。その際、fらは、「本来奈良市が管理すべきである、本件土地東端の側溝までもが取り込まれていることから、本件土地が不法にa土地に取り込まれたことは明らかである」と指摘した(甲26)。

それにもかかわらず、奈良市長は、同年12月7日付で、fらに対し、境界確定作業のやり直し等は行わない旨の回答をした(甲25)。

6 隣地住民へも重大な悪影響を与えていること

eらが所有し、eが現に居住もしている長屋は、築50年以上を経過しており、住宅の建て替えが必要な状態となっている。

しかし、eらの所有するb土地北側の里道は、建築基準法42条の道路に該当しないため、b土地上に建物を新築するには、建築基準法43条1項ただし書許可が必要になるところ、かかる許可を得るには、奈良市建築審査会の同意が必要となる。

奈良市建築審査会の一括同意基準によれば、国、地方公共団体等が管理するもので、道路に通ずる道状の通路の幅員が1.8メートル以上と定められている(甲23の1、2)。

ところが、前記の通り、iらが依頼した北澤調査士が作成した境界確定書の内容について、隣接者であるcの代理人として現地に立ち会ったeが異議を申し出ていることを奈良市土木管理課職員山口係長・土井八太郎らは現地で確認しながら、申請通りの「別紙図面のとおり確定します。」として、奈良市長仲川元庸が押印してしまったのである(甲12)。

この境界確定書によると、a土地の北側の里道の幅員は1.5メートルであり、1.8メートルに0.3メートル不足することになる。このようにa土地北側の里道の幅員が1.8メートルを下回ることになれば、b土地における建物新築がおよそ不可能となってしま(甲23の1、2)。

奈良市職員が本件土地の財産管理を怠った結果、公共財産の流出のみならず、隣地住民へも重大な悪影響が生じているのである。

7 結語

上記に詳述したとおり、奈良市長及び奈良市建設部土木管理課職員は、土地の不法取り込みを容認し、境界確定書の瑕疵を見逃し、境界確定作業のやり直し等も行わなかった。かかる事実は、違法若しくは不当に財産の管理を怠るものである。

よって、監査委員は、本件について、早期に厳格な監査を行い、奈良市長及び奈良市建設部土木管理課職員に対し、境界確定のやり直し等必要な措置を講ずるよう勧告されたい。

申請人らは、地方自治法第242条6項に基づき、陳述の機会を付与し、十分な陳述の聴取を実施するよう求める。

以上

5 監査対象事項

里道と私有地との境界確定(平成29年9月15日付け奈指建土管第17-141号。以下「本件境界確定」という。)において、市に違法若しくは不当に財産の管理を怠る事実があり、その結果市に損害を与えているかどうかについて監査した。

なお、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に違反するかどうか及び隣地住民へ重大な悪影響を与えているかどうかについては、財務会計上の行為には当たらないため、地方自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象事項とはしなかった。

6 監査の結果

(事実関係)

(1) 里道とは、法定外公共物と呼ばれており、公図に地番が付されておらず、公図のほかはその位置や所在等を証する公文書はないため実際の境界は確認できないのが通常である。また、地方分権一括法(地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律。平成11年法律第87号)が施行され、国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)の一部改正に伴い、里道については、所有権が国から市町村に譲与されることになった。

(2) 本件境界確定の申請地(以下「本件私有地」という。)に隣接している里道については、国有財産特別措置法第5条第1項第5号の規定に基づき、平成16年9月30日付けで財務省近畿財務局奈良財務事務所長と国有財産譲与契約を締結し、同日付けをもって本市に所有権が移転したものであり、その際、当該里道の幅員、面積等について明確に示す資料は見当たらず、境界は確定されていなかった。

(3) 本市における里道の境界確定に関する事務のうち、私人等からの境界確定申請によるものの取扱いについては、公共財産敷地境界確定要領(以下「要領」という。)に定められており、境界確定の事前調査及び現地立会、境界確定書等の作成事務についての条文は次のとおりである。

【公共財産敷地境界確定要領(抄)】

(事前調査及び現地立会)

第9条 事前調査に先立ち、次に掲げる資料を調査するとともに、これらの土地の沿革、証言、慣行等特別な関係も併せて調査するものとする。

ア 公図、地籍図、地積測量図、土地所在図等法務局備付地図

イ 付近境界確定書、官有地台帳等

ウ 土地区画整理及び耕地整理による換地確定図

2 現地立会の実施にあたっては、原則として申請者又は代行者が事前に日時及び場所を隣

接土地所有者、準用河川及び法定外公物にあっては隣接土地所有者、対側土地所有者（点接土地所有者を含む。）並びにその他の関係者（以下「隣接土地所有者等」という。）に連絡し、立会を求めるものとする。

3 現地においては、申請者及び隣接土地所有者等に十分意見を述べさせ、その主張する根拠を明らかにさせるとともに付近の地形、地物等を考慮し公正妥当な境界を見いだすよう努めるものとする。なお、準用河川及び法定外公物において、十分な資料を収集できなかったときは、別表1及び別表2を基準に幅員を決定すること。

4 略

(境界確定書等の作成事務)

第11条 現地調査の結果について、協議が成立し境界を決定した場合には、次に掲げる事項により境界確定書（様式第6号）及び境界確定図（実測平面図及び実測断面図）を作成し、市長及び申請人それぞれ1部を保管するものとする。

(1) 境界確定書には市長及び申請人、隣接土地所有者等その他関係人が記名押印すること。

(2)～(4) 略

別表2（第9条関係）

里道の幅員

- 昔から徒歩又は人肩による運搬路の場合
3尺 0.91m
- 昔から肩引車による運搬路の場合
3尺 0.91m
- 昔から二輪牛馬車による運搬路の場合
4尺 1.21m
- 昔から四輪牛馬車による運搬路の場合
6尺 1.82m
- 昔から部落と部落を結ぶ運搬路の場合
6尺 1.82m

水路の幅員

略

(4) 本件私有地の所有者から境界確定申請がなされたことに伴い、本件私有地所有者、本件私有地の西側隣接土地（以下「本件隣接土地」という。）所有者の財産管理人である長男（以下「e氏」という。）、対側土地所有者、当該里道に隣接していない本件私有地南側の土地所有者（以下「o氏」という。）及び土木管理課の職員が平成29年8月9日に現地立会を行った。

(5) 当該里道、本件私有地及び本件隣接土地の点接地（以下「C2」という。）は、平成18年10月18日付け奈良指建土管第335号の境界確定書により境界が確定（以下「既明示」という。）していた。

(6) 要領第11条第1号に「境界確定書には市長及び申請人、隣接土地所有者等その他関係人が記名押印すること。」と定められているが、法務局に備え付けられている地積測量図における基準点に基づく標値により、復元が可能である境界点の場合、復元についての技術、資格を有する土地家屋調査士等から理由書又は上申書の提出の上、復元可能な境界点を含む土地所有者の記名押印を省略できるものとして運用されている。

(7) 本件私有地所有者の依頼を受けた土地家屋調査士（以下「北澤調査士」という。）は、当該里道と本件私有地の境界についてe氏の反対があったため、本件隣接土地所有者（e氏の父）の記名押印なしで境界確定申請に係る関係書類を作成し、本件私有地所有者、対側土地所有者及び市の合意により、平成29年9月15日付で境界が確定した。

(8) 現地立会当日に欠席であった自治会長は、後日北澤調査士から説明を受けた上で記名押印しており、また、o氏は、当該里道と本件私有地の境界を確定するためではなく、自己所有地、市道及び本件私有地南東部の境界（甲第12号証に添付されている平面図上のSK10）を確定するために立ち会い、本件境界確定書に記名押印した。

(監査委員の判断)

住民監査請求に基づく監査及び勧告に係る決定は、地方自治法第242条第8項において、監査委員の合議によるものと規定されている。

本件住民監査請求について、上記事実関係に基づき審議した結果、合議に至らなかったため、監査の結果を出すことはできなかった。

なお、参考までに監査委員の見解について以下に付記する。

○請求に理由がないとする見解

請求人は、市が土地の不法取り込みを容認し、境界確定書の瑕疵を見逃し、境界確定作業のやり直し等も行わなかったことが違法若しくは不当に財産の管理を怠るものであると主張しているため、これらについて判断する。

ア 市が土地の不法取り込みを容認したかどうかについて

本件私有地に隣接している里道については、事実関係(1)及び(2)のとおり、国有財産特別措置法に基づき国から本市に所有権が移転したものであり、その時点では当該里道と本件私有地の境界について明確に示す資料は見当たらず、境界は確定されていなかった。当該里道と本件私有地の境界については、事実関係(7)のとおり、本件境界確定において当事者間の合意により初めて確定したものである。

境界確定については、「市と隣接地の所有者とが対等の立場で所有権の範囲（土地境界）について協議するものであって、私法上の契約の性質を有し、両者の合意により境界に関する協議が調った場合には、これ

により公有地と隣接地との所有権の範囲が確定されるものと解するのが相当である。」(福岡地裁平成20年4月22日判決)とされている。この判決文を本件境界確定に照らすと、「隣接地の所有者」は「本件私有地所有者」に該当する。

また、本件境界確定により、市が管理する側溝が私有地内に含まれることをもって里道の一部が取り込まれたとの主張がある。側溝の設置や管理については、地元要望に基づき境界確定がされていない箇所に行うこともあり、側溝の管理、側溝の所有及び敷設されている土地の所有が同一であるとはいえないと考えられる。よって、境界が確定した結果として側溝が私有地に存在することになったことをもって、里道が私有地に取り込まれたとはいえないと判断する。

さらに、元々一筆の土地であった本件私有地と本件隣接土地において、北側里道の幅員に30センチメートルの差があることは極めて不自然であり、この不自然さをもって、私有地に里道が不法に取り込まれているとの主張がある。この主張については、請求人から提出のあった証拠資料である甲第7号証(本件隣接土地と里道の境界確定書)に添付されている図面において、本件隣接土地西側里道の幅員が一定ではないことから、そもそも里道の幅員が端から端まで一定であるという明らかな根拠はない。境界は地権者同士の合意により決定されるものであることから、要領第9条第3項に「準用河川及び法定外公共物において、十分な資料を収集できなかったときは、別表1及び別表2を基準に幅員を決定すること。」とはあるが、これは合意に至らない場合や境界の目安が不明な場合等に適用されるものであり、本件境界確定において同別表を適用しなかったことについては相当であったと考えられる。よって、幅員が異なることをもって、里道が私有地に取り込まれたとはいえないと判断する。

以上のことから、本件境界確定により、市が土地の不法取り込みを容認したとはいえない。

イ 境界確定書に瑕疵があったかどうかについて

境界確定書に本件隣接土地所有者の記名押印がないことについては、事実関係(5)及び(6)のとおり、C2が平成18年10月18日に確定しており、その時点で現地復元能力のある座標値が法務局に整っている状態であったため、本件境界確定にあたり本件隣接土地所有者の記名押印は必須要件ではなかった。

また、要領第9条第3項に基づき、現地においてe氏らに十分意見を述べさせなかったとの主張がある。要領第9条第3項における「意見」とは、現地立会で確認の対象となる自己所有地の境界確定に対する意見であると解される。本件境界確定においてe氏が現地立会を依頼されたのは、境界点C2の確認のためである。よって、要領に沿ってe氏に十分意見を述べさせるよう努める必要があったのは、C2についてである。今回の現地立会においてe氏が意見を述べようとした

のは、C2の確認以外に関するものであり、「意見」の対象ではなかった。

さらに、要領第11条第1号の規定に基づき、本件境界確定書に押印している者のうち、自治会長とo氏が現場に立ち会っていなかったとの主張については、事実関係(8)のとおり、自治会長は後日説明を受けた上で記名押印しており問題はなく、また、o氏は当該里道と本件私有地との境界確定には関与しておらず、本件境界確定に立ち会う必要はなかった。

これらの状況に鑑みれば、本件境界確定は要領に沿って行われたものであり、本件境界確定書に瑕疵があったとはいえない。

以上、ア及びイに基づき総合的に判断すると、市の財産である里道の私有地への不当な取り込みを容認したとはいえず、市に損害を与えているとは認められないため、請求人の主張はいずれも理由がないものと判断し、本件住民監査請求を棄却する。

なお、請求人の主張には理由がなかったと認める監査委員の中で一部の監査委員は、請求人が要領に基づき「隣接土地所有者等に十分意見を述べさせ」「公正妥当な境界を見いだすよう努め」ておらず、と主張している部分について、判断の結論には影響を与えないが、次のとおり意見を述べている。

e氏にとって、本件境界確定における要領上の「意見」の対象が、C2の確認に関することについてのみであったとしても、市は「意見」の対象についての説明をe氏に丁寧に行うなどe氏が納得できるように努めることも、この要領の求めているところであると解する。しかしながら、本件境界確定において市が、このような説明を丁寧に行おうとした積極的な努力は認められず、この点に関しては要領に反していたと考え

○請求に理由があるとする見解

請求人は、市が土地の不法取り込みを容認し、境界確定書の瑕疵を見逃し、境界確定作業のやり直し等も行わなかったことが違法若しくは不当に財産の管理を怠るものであると主張しているため、これらについて判断する。

事実関係(1)及び(2)のとおり、本件私有地に隣接している里道については、国有財産特別措置法に基づき国から本市に所有権が移転したものであり、その時点では当該里道と本件私有地の境界について明確に示す資料は見当たらず、境界は確定されていなかった。

境界確定は、行政庁と隣接土地所有者とが対等の立場で協議することが予定されているもので、私法上の契約の性質を有するから、地方自治体の財務会計上の行為に該当するものである。

境界が土地の所有者の合意により決定されるものであり、私法上の契約の性質を有するものであるとしても、その内容については、一方当事者たる行政庁に完全な自由裁量が認められるものと解することは相当で

ない。そして、このような契約の妥当性を保障するため、契約の締結に当たって経るべき手続きや斟酌すべき事情を定めた要領等が存在する。要領等は行政規則に当たる。行政規則たる内部基準は直接に外部効果を有しないが、財務会計上の行為について合理性を担保するために策定されているものである限り、当該行為の妥当性の判断基準として参考になり得ることは当然である。

したがって、境界確定について、行政庁が本件要領等の定めと異なる取扱いをするならば、公正かつ平等な取扱いの要請や基準に係る契約の相手方の信頼の保護等の観点から、当該基準の定めと異なる取扱いをすることを相当と認めるべき特段の事情がない限り、そのような取扱いは裁量権の逸脱又は濫用に当たることとなるものと解される。

このような見地から本件境界確定についてみると、本件隣接土地北側の里道については、既明示により、幅員が1.82mとなっており、当時の本件私有地所有者は境界確定書に「現地並びに図面に表示されたとおりで異議がありません。」として、記名押印を行っている。

しかし、平成29年8月9日に行われた本件私有地境界確定における立会いにおいて、本件私有地所有者は、実測面積が公簿面積よりも3坪少ないとして、本件私有地北側里道の幅員を1.5mにすることを主張した。e氏はこれに対し、何度も抗議を行ったが、北澤調査士及び立ち会った市職員はこれを聞き入れなかった。これは、要領第9条第3項の「隣接土地所有者等に十分意見を述べさせ、その主張する根拠を明らかにさせるとともに付近の地形、地物等を考慮し公正妥当な境界を見いだすよう努めるものとする。」との規定に違反する。

この点について、本件境界確定に際しても、市は要領第9条第3項における「隣接土地所有者等」に本件隣接土地所有者は含まれないと主張するが、事実関係(4)のとおり、当初は本件隣接土地所有者に境界明示確定及び筆界確認の際の立会協力を求めるなど、「隣接土地所有者等」に本件隣接土地所有者を含めた対応をとっており、同条第2項においても「隣接土地所有者等」には「点接土地所有者も含む。」旨が明記されていることを踏まえると、市の言動には一貫性がなく、当該主張が失当であることは明らかである。

また、要領第9条第3項には、十分な資料を収集できなかったときは、要領別表を基準に幅員を決定する

ことと定められているが、本件境界確定においては、特段の資料がないにもかかわらず、同別表によることなく、本件私有地所有者、対側土地所有者及び市の合意のみによって幅員が決定された。

さらに、本件隣接土地所有者に対して、本件境界確定に係る測量図面等の交付や説明は行われず、本件隣接土地所有者の記名押印がないまま境界確定が行われた。これは、要領第11条第1号の「境界確定には市長及び申請人、隣接土地所有者等その他関係人が記名押印すること。」との規定に違反する。

また、これら要領の規定を順守して本件私有地につき境界確定が行われていれば、里道の幅員は広がっていたものと評価することができ、本件境界確定によって市に損害が生じている状況であるということが出来る。

このように、本件境界確定については、財務会計上の手続きに関する要領の規定のうち、契約の妥当性を保障するために定められている複数の重要な部分に違反した手続きが認められ、かかる瑕疵ある手続きに基づいて締結された契約については瑕疵が生じているのであり、すなわち本件境界確定は違法であるものといわなければならない。

よって、請求人の主張のとおり里道が私有地に取り込まれており、市に損害を与えていることから請求に理由があると認められる。

(平成30年9月14日揭示済)

公 営 企 業

奈良市企業局告示第49号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法(昭和33年法律第79号)第9条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年9月3日から2週間、奈良市企業局管理部下水道計画管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年9月3日

奈良市公営企業管理者
池田修

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成30年9月17日
- 2-1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
なし

2-2 供用を開始する排水施設の位置

| 処 理 分 区 | 起 点 | 終 点 | 備考 |
|---------|-----|-----|----|
| なし | | | |

- 3 公共汚水枳設置のうち、供用を開始する箇所
中山町西二丁目950番23 (①)
菅原町325番1、他1筆 (②)

- 六条二丁目1017番、他1筆 (③)
法蓮町326番2 (④)
四条大路四丁目48番1、他1筆 (⑤)

法華寺町27番1、他1筆 (⑥)
大森西町172番1 (⑦)
押熊町1292番16、他1筆 (⑧)
4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式、合流式
5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成30年9月3日揭示済)

奈良市企業局告示第50号

奈良市特定環境保全公共下水道(月ヶ瀬地区)の事業計画を変更するにあたり、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定に基づき次のとおり告示します。

その関係図書は、平成30年9月4日から2週間、奈良市企業局設計工務部官民連携推進課に備え置いて縦覧に供します。

平成30年9月4日

奈良市公営企業管理者

池田 修

- 1 予定処理区域
67.7ha (25.7ha追加)
- 2 工事着手の年月日
平成2年2月22日
- 3 工事完成の予定年月日
平成37年3月31日

(平成30年9月4日揭示済)

奈良市企業局告示第51号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年9月12日

奈良市公営企業管理者
池田 修

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|----------|----------------|----------------------|------------|
| 小原工業株式会社 | 代表取締役 河田 真彰 | 大阪府大阪市住之江区西住之江二丁目1-8 | 平成30年8月21日 |

(平成30年9月12日揭示済)

奈良市企業局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成30年9月12日

奈良市公営企業管理者
池田 修

奈良市企業局告示第52号

奈良市企業局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第4条第1項の規定により奈

| 名 称 | 代表者氏名 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|-------------|----------------|------------------|------------|
| 株式会社ミヤビ設備工業 | 代表取締役 柴山 雅吏 | 奈良市芝辻町三丁目6番13号04 | 平成30年6月18日 |

(平成30年9月12日揭示済)

人」に改め、同表あやめ池バンビーホームの項中「36人」を「84人」に改め、同表伏見南バンビーホームの項中「36人」を「66人」に改め、同表佐保台バンビーホームの項中「28人」を「43人」に改め、同表二名バンビーホームの項中「58人」を「117人」に改め、同表椿井バンビーホームの項中「29人」を「58人」に改め、同表並松バンビーホームの項を削り、同表都祁バンビーホームの項中「44人」を「83人」に改め、同表吐山バンビーホームの項及び六郷バンビーホームの項を削る。

別記第1号様式から第7号様式までの規定中「(あて先)」を「(宛先)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年9月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

(平成30年9月1日揭示済)

教 育 委 員 会

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月1日

奈良市教育委員会
教育長 中 室 雄 俊

奈良市教育委員会規則第10号

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市放課後児童健全育成事業施設条例施行規則(平成24年奈良市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第8条(見出しを含む。)中「指導員」を「放課後児童支援員」に改める。

別表伏見バンビーホームの項中「65人」を「108人」に改め、同表鳥見バンビーホームの項中「64人」を「96人」に改め、同表青和バンビーホームの項中「44人」を「86

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第17号

平成30年9月1日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成30年9月3日

奈良市選挙管理委員会
委員長 西久保 武 志

50分の1の数 6,079人
6分の1の数 50,653人
3分の1の数 101,306人

(平成30年9月3日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第13号

奈良市農業委員会平成30年9月農業委員会総会の会議を次のとおり招集しますので、奈良市農業委員会総会会議規則（昭和32年奈良市農業委員会告示第3号）第2条第1項の規定により告示します。

平成30年9月7日

奈良市農業委員長 巽 一 孝

- 1 日時
平成30年9月14日（金） 午後1時30分
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第21会議室
- 3 審議案件
 - ・法令等に基づく事務関係
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条及び第5条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
 - (3) 農地法第18条第6項の規定による通知の受理について（8月専決処理分）
 - (4) 許可の取消しについて（8月専決処理分）
 - (5) 生産緑地に係る農業の主たる従事者等に関する証明について
 - (6) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第13条の規定による生産緑地の取得のあっせんについ

- て
- (7) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）第3条第3項の規定による特定農地貸付けの承認について
 - (8) 知事許可について（8月許可分）
(平成30年9月7日揭示済)